

# 令和8年度における森林整備事業等競争入札参加資格者ポイントの配点等に係る取扱要領

## 1 目的

鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき同条第1項に規定する森林整備事業等競争入札参加資格者ポイントの各項目（以下「各項目」という。）に係る配点及び手続等について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 採点事項及び配点

各項目の採点事項及び配点は別表のとおりとする。

## 3 ポイント算定に係る手續等

令和8年度の入札参加希望者は各項目にかかる状況を令和8年1月30日までに様式1により鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課に報告しなければならない。ただし、当該提出時期を経過した後においても隨時受け付けるが、4による有効期限の始期が令和8年4月1日にならないこともあるので注意すること。

## 4 ポイントの有効期限

森林整備事業等競争入札参加資格者ポイントの有効期限は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和8年4月1日以降に同ポイントを算定した場合は、その算定の日から令和9年3月31日までとする。

## 附 則

この要領は、令和7年12月12日から施行する。